

第 1 章 総則

港区防災計画の目的

- 「大阪市地域防災計画」をもとに、港区の防災対策をまとめた。
- 大規模災害時に、迅速かつ的確に対応が行えるよう、事務や業務を包含する、災害に対する基本的な計画
- 港区の特性を踏まえた「港区防災計画」を平成24年度に策定

港区防災計画の目標

成果目標は「港区まちづくりビジョン」に基づき設定

防災計画の構成

- 平成24年度に「区計画」を策定。平成26年度に、大阪市地域防災計画の修正等に基づき「区計画」を修正
- 平成26年度に地域特性に応じた「地域防災計画」（マップ）を地域が主体的に全地域で作成
- 平成 28 年度に「港区まちづくりビジョン」の改定に伴い「区計画」を改定
- 令和 23 年 5 月に「港区まちづくりビジョン」の改定に伴い時点修正、計画期間を令和 23 年度まで延長

成果目標

	平成27年度 実績値	平成31年度 実績値	令和3年度
「自分の避難場所を決めている」と回答した区民の割合	59.4%	69.8%	80% 以上
津波来襲時想定避難人口を上回る避難場所の確保	昼夜間ともに 7 地域	地域間連携による避難計画を 含めて、全地域で達成	地域間連携による避難計画を 含めて、全地域で達成
「災害時に地域で助け合うことができると思う」と答えた区民の割合	50.0%	52.2%	70% 以上

※「達成」とは建物の 3 階以上に避難する必要があると想定される人数に対する、津波避難ビルにおいて避難可能な人数の割合が達成されていることをいう。

港区の地勢

港区は 3 方を海と川で囲まれ、過去、台風による大きな被害を受けている。

面積 7.86 k m² (786 ヘクタール)
人口 82,063 人

※平成 27 年度国勢調査報告による

災害想定・被害想定

内陸活断層型地震

内陸部の活断層で発生する震源の浅い地震。阪神・淡路大震災、熊本地震などがある。

港区の被害想定

被害想定	上町断層帯	生駒断層帯	有馬高槻断層帯	中央構造線断層帯
マグニチュード	7.5~7.8	7.3~7.7	7.3~7.7	7.7~8.1
震度	5 強~7	5 弱~6 強	5 弱~6 弱	4~5 強
死者(昼間)	89 名	7 名	0 名	0 名
負傷者(昼間)	1,030 名	753 名	94 名	14 名
建物全半壊	7,152 棟	2,380 棟	337 棟	48 棟
避難所生活者	9,560 名	2,852 名	410 名	65 名

出典 大阪府自然災害総合防災対策検討委員会(平成 17、18 年度)作成の被害想定(大阪市地域防災計画 P19 に掲載)から抜粋

海溝型地震

陸側のプレート(岩板)の下に海側のプレートが沈み込む境界で発生する地震。東日本大震災が海溝型地震

港区の災害想定・被害想定

	南海トラフ巨大地震
マグニチュード(震度)	9.0~9.1(5 強~6 弱)
大阪港への津波到達時間	114 分
津波の高さ	最大 3.6m
波の高さ	最大 O.P+5.8m
死者	9,865 名
建物の全半壊(津波)	12,450 棟

※出典 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会の被害想定から抜粋
※O.P Osaka Peil の略称で大阪湾沿岸淀川流域の測量の基準(O.P+0.0m は、大阪湾最低潮位)
(注)南海トラフ巨大地震による想定死者 9,865 名については、冬の 18 時に地震が発生し早期に避難しなかった場合の想定数で、避難を迅速に行った場合の想定死者数は 421 名となる。

第 2 章 予防対策

※今後の方向性について記載

1 防災知識の普及・啓発

- (1) 区広報紙に毎年掲載、区 HP で適宜情報を更新し周知
- (2) 「港区防災マップ」3 言語版を区役所の窓口で配付し外国人への周知を図る。

2 津波対策

防潮堤

- (1) 地震による既存防潮堤の沈下を抑え、津波による浸水を軽減するため、防潮堤の耐震・液状化対策を実施
- (2) 過年度からの継続工区について着実に対策工事を実施するとともに、地震発生後満潮時に直ちに浸水が発生するおそれがある三十間堀川入堀(八幡屋地域及び池島地域)について、優先的に取組を行う。

防潮扉

- (1) 津波到達時までの限られた時間内に確実に防潮扉の閉鎖が行えるよう作業者の操作技術向上をめざし、定期的な訓練・研修を港湾局が実施
- (2) 効率的な閉鎖作業を実施するため水防団・地元企業との連携強化
- (3) 使用頻度の低い防潮扉について、常時閉鎖の推進や廃止に向けた検討を行う。

津波一時避難場所の指定

- (1) 地域と連携し民間施設の津波避難ビルをさらに拡大
- (2) 津波来襲時想定避難人口を上回る避難場所の確保を、地域間連携による避難計画を含めて、全地域で達成する。

3 地域防災力の強化対策

自主防災組織の強化

- (1) 平成 26 年度に策定した「地区防災計画」(防災マップ)を踏まえて、各地域の実情に即した自主防災組織の取組を支援
- (2) 平成 27 年度には以降、地域が主体となって「地区防災計画」(防災マップ)を活用し、防災学習会及び避難所開設訓練を実施。引き続き、地域主体の取組を支援するとともに、地域間連携を図り、中学校校区での避難所開設訓練の実施などに向けた支援を行う。

地区防災計画に基づく主体的な取組の推進

- (1) 平成 26 年度に各地域活動協議会等が作成した「地区防災計画」(防災マップ)を利用した防災学習会や避難所開設訓練を実施、これらを通じて出てきた課題を今後の「地区防災計画」に反映させる支援を行う。
- (2) 社会福祉施設に地域の防災訓練等への参加を呼びかけ、障がい者等の支援にあたっての避難時の注意点や災害時避難所での適切な支援等が地区防災計画等に反映するよう働きかける。

地域における情報連絡の強化

- (1) 地域と港区災害対策本部との情報連絡体制の強化のため、移動型防災無線 (MCA 無線)、港区独自のデジタル簡易無線機、I P 無線機を利用し、避難所開設訓練等で情報伝達訓練を実施
- (2) 各避難所内での情報連絡体制の強化のため、全地域に特定小電力無線機を配備し、避難所内での情報連絡が円滑に行われるよう支援を行う。

地域の担い手作り

- (1) 中学生に対する防災教育等を行い、ジュニア防災リーダーに認定、災害時に避難諸運営等の地域の担い手として育成する。
- (2) 地域活動協議会で防災の担い手拡充に向けた検討を促進

防災訓練の実施

地域主体で実施している避難所開設訓練や防災学習会を引き続き区役所が支援する。

避難行動要支援者対策の促進

- (1) 要支援者情報の収集・管理方法や要支援者の個別支援内容、支援者選出の方法などに関するルールを「避難行動要支援者支援計画」として各地域が作成することを支援する。
- (2) 要支援者支援の基盤が整った地域の自主防災組織から要請があった場合には、本市が有する要支援者の必要な情報を本人の同意を得て提供する。

福祉避難所

福祉避難所設置・運営訓練の実施について働きかけを行い体制が整った施設から訓練等を実施する。

帰宅困難者対策

「一斉帰宅の抑制」について、各事業等において積極的な広報を行う。

区内大規模集客施設の予防対策

区内大規模集客施設 (築港・天保山エリア、丸善インテックアリーナ大阪 (中央体育館)、大阪ベイタワー) 及び近隣区大規模集客施設と引き続き協議を進める。

第 3 章 応急対策

地震などの大災害が発生した場合、「港区災害対策本部」を設置し、災害応急対策を支援

初期の災害応急対策は「初期初動マニュアル」に基づき実施

組織計画

災害等により防災対策の必要があると認めるときは、港区災害対策本部 (以下「区本部」という。) を設置

動員基準

職員は定められた動員基準で災害対応にあたる。

動員体制

港区全職員は、勤務時間外において本市域に震度 6 弱以上の地震が発生したとき又は特別警報が発表されたときは、港区役所に参集

避難の勧告、指示

避難勧告・指示は、地震火災で住民に生命の危険が及ぶと認められるとき、津波警報又は津波警報が発令されたとき、その他状況により避難が必要と認められるときに行う。

避難施設

広域避難場所 (港区: 八幡屋公園) 災害時避難所 (港区: 小学校 11 校、中学校 5 校、高校 2 校) 一時避難所 (区内の公園、広場等) 等

要配慮者への対応

安否確認とニーズ調査、避難所への移動、要援護者を受け入れる福祉避難所との連携、応急福祉サービスの提供などを地域、関係機関と連携して行う。

津波における避難計画

少しでも早く、緊急かつ一時的に津波から迅速に避難できる津波避難ビル等、高いところに避難

緊急広報

危機管理室・区本部は、地震発生後の災害情報のうち、同報無線等を使用して緊急広報 (津波警報又は津波警報発表時、大火災発生時等の避難勧告等) を実施

応急給水計画

水道局は、地震発生後、情報の収集を行いつつ、応急救急体制を確立し、区本部等、関係機関の協力を得て、応急給水を行う。

食料供給計画

食料は、災害対策用備蓄食料から供給し、避難所に避難された者、住家に被害があり、炊事できない者、通勤・通学者、旅行者等を対象に供給

生活関連物資供給計画

被災者に対する衣料・生活必需品の給与又は貸与を、原則として区本部長が実施

初期初動医療活動

- ・市災害対策本部に医療調整班が設置
- ・区医師会、歯科医師会、薬剤師会に医療救護活動を要請する。

ボランティアの調整計画

災害発生時、区本部は、区災害ボランティアセンターを港区社会福祉協議会の協力を得て設置

第 4 章 復旧対策

防疫・衛生活動事業、罹災証明書の発行、ごみの処理等、復旧に向けた対策を推進。

第 5 章 その他

大阪市地域防災計画「付属 東海地震編」に基づく港区職員対応マニュアルを策定

同時に、市民等が取るべき措置、事業者等が取るべき措置を記載